

平成 28 年度 第 2 回大船渡市都市計画審議会 審議結果報告書

平成 29 年 2 月 20 日

1. 審議日時

平成 29 年 2 月 16 日（木） 9 時 00 分から 10 時 10 分まで

2. 審議場所

大船渡市役所 地階大会議室

3. 出席者

都市計画審議会委員 10 名（別添のとおり）

事務局：【災害復興局】

災害復興局長 志田広記

土地利用課 課長 金野 高之、 主幹 小田 敏行、 計画係長 佐藤 淳、
主任 佐々木 淳

【岩手県 県土整備部 建築住宅課】※議案説明のために出席

建築指導担当課長 野里 茂生、技師 黒田 肇

4. 傍聴人

なし

5. 審議結果

（1）議案第 1 号 会長の選任について

新沼湧一委員が会長に選任された。

（2）議案第 2 号 会長代理の指名について

会長から新沼邦夫委員が会長代理に指名された。

（3）議案第 3 号 建築基準法第 51 条ただし書の規定による一般廃棄物処理施設の敷地の位置について

議案第 3 号について審議し、原案どおり可決された。

（4）議案第 4 号 大船渡都市計画公園（大田南公園）の変更について

議案第 4 号について審議し、原案どおり可決された。

（5）その他

議案について異議なしとして市長に答申。

答申について会長一任。

6. 審議経過

（1）議事の進行について

会長が選任されるまでの議事について、事務局が進行することについて
(出席委員一同異議なし)

(2) 出席状況の確認について

委員 12 名中 10 名の出席。

都道府県都市計画審議会及び市町村都市計画審議会の組織及び運営の基準を定める政令第 5 条第 1 項の規定により、会議の成立は委員の 2 分の 1 以上とされており、会議の成立を確認。

(3) 議案第 1 号 会長の選任について

新沼邦夫委員から、新沼湧一委員推薦の発言があった。

(出席委員一同異議なし)

新沼湧一委員が会長に選任された。

(4) 議案第 2 号 会長代理の指名について

大船渡市都市計画審議会条例第 4 条第 2 項の規定により、会長が新沼邦夫委員を指名した。

**(5) 議案第 3 号 建築基準法第 51 条ただし書の規定による一般廃棄物処理施設の敷地の位置について
〈千葉盛委員〉**

議案説明の中で「繁華街又は住宅街を通らずに搬入出が可能」とあったが、繁華街とはどのような定義によるものか

〈事務局（岩手県県土整備部建築住宅課）〉

ここでは、都市計画区域の中で、指定されている用途地域が、商業系・住居系であるものについて繁華街としている。

〈佐々木憲江委員〉

周辺に住宅や施設などがあるが、今回のことについて、周辺のみなさんの理解をどのように得たのか。

〈事務局（岩手県県土整備部建築住宅課）〉

個人には説明をしているが、法人には説明は行なっていない。すでに稼働中の施設であり周辺の住民からの理解は得られていると考えている。

〈新沼邦夫委員〉

すでに産業廃棄物処理施設として稼働中で、今回の許可は一般廃棄物処理を追加するものとのことだが、稼働時間や交通量に変化はあるのか。

〈事務局（岩手県県土整備部建築住宅課）〉

稼働時間は 8 時から 5 時と現在と変らない。処理する一般廃棄物の量も少ないので、交通量も月あたり 11 台増える程度である。

〈新沼邦夫委員〉

議案の処理施設は、破碎するだけの中間処理施設と考えてよいのか。

〈事務局（岩手県県土整備部建築住宅課）〉

そのとおり、この施設で処理したものは、製紙工場に出荷したり、ボイラー燃料などに再利用するために出荷されるので中間的施設である。

〈新沼湧一委員〉

処理量が今後増える見込みなどはどうなのか。増えるということになると規制することなども考えられるのか。

＜事務局（岩手県県土整備部建築住宅課）＞

民間企業の活動であり事業を拡大する可能性はあると考える。しかし、行政としては現在の状況で判断せざるを得ない。

→原案どおり可決

（６）議案第４号 大船渡都市計画公園（大田南公園）の変更について

＜本多サト子委員＞

末崎に住んでいるものとして、公園廃止後の産業用地の実現に期待している。

＜小松龍一委員＞

公園廃止は、産業用地として整備するためとのことだが、企業誘致という考えで良いのか。具体的に動きはあるのか。

＜事務局（災害復興局土地利用課）＞

被災して住宅を高台移転した跡地の活用について検討する段階から、大規模園芸施設の打診がある。住民のみなさんとの跡地利用の話し合いの中でも、説明を行い、理解を得られている。事業費については、復興交付金の利用を考えており国と協議中である。

＜小松佳子委員＞

公園を廃止して産業用地を整備しようとしている場所の、災害危険区域の制限はどうなっているか、また、震災後に家が建築されたりはしていないのか。

＜事務局（災害復興局土地利用課）＞

産業用地を計画している場所は、災害危険区域の第１種で住宅の建築が禁止されている。震災後に家の新築もない状況である。

計画する産業用地と隣接する北側（山側）に道路の新設計画があり、その道路より山側には震災後に家が新築されているが、災害危険区域２種であり制限はあるが住宅の建築が認められている。

→原案どおり可決

（７）その他

議案について異議なしとして市長に答申。

答申文案について会長一任。

（出席委員一同異議なし）